

会 計 規 程

(総 則)

第1条 この規定は、一般社団法人千葉県診療放射線技師会（以下、「本会」という）の定款第5条・第7条に規定する財務および会費・謝金・旅費・弔慰金等に関して定める。

(入会金および会費納入)

第2条 本会の会費額は次に定めるところによる。

- (1) 正会員として新規入会する場合は入会年度のみ免除する
- (2) 正会員の会費額は年額10,000円とする
- (3) 賛助会員の会費額は年額10,200円とする
- (4) 再入会の場合は年度途中であっても徴収する。ただし、他の都道府県（診療）放射線技師会において入会年度の年会費を納入済みの場合は免除する

2 本会の入会金は次に定めるところによる。

- (1) 正会員等として新規入会する場合は免除する
- (2) 再入会の場合は、10,000円から50,000円の範囲で納めることにより認める。再入会金額については、任意退会理由等の状況を本会運営委員会において審議の上、決定する

3 会員は、当該年度の9月末日までに規定の会費を納入しなければならない。

4 次の各号に該当する者は、会費等の減額あるいは免除を受けることができる。

- (1) 組織運営規程に定める寿会員および名誉会員は、本会の会費を免除する。ただし、他県へ転籍した場合は移籍都道府県技師会の規定に従う
- (2) 出産・育児・入院・介護・海外勤務・災害等による長期離職の場合
 - ① 出産の場合、年度をまたいでも1年分の免除とする
 - ② 長期離職者の減免期間は、その都度運営委員会において決定する
- (3) 30年勤続表彰受賞者(日本診療放射線技師会認定)で、25年以上継続して会員であった者で55歳以上の会員は、70,000円を本会に納付し、その旨を申請することにより、翌年度以降の会費は終身にわたって免除されるものとする。ただし、退会や転籍等でも納付された金銭の返還は原則的にできないものとする
- (4) 50年勤続表彰受賞者(日本診療放射線技師会認定)で35年以上継続して会員であった者は、翌年度以降の会費は終身にわたって免除されるものとする。ただし、この場合は申請を必要としない
- (5) この規定発効時にすでに終身にわたって会費免除になっている者および会費免除になる資格を有する者は、この規定の定めにかかわらず、引き続きその権利を有する

5 本規程第2条第3項に定める納入期限を越えて会費を滞納した会員に対し、次に定める罰則規定を適用する。

- (1) 1年以上会費滞納の場合、本会会報等の郵送停止および本会が企画運営する事業への参加を認めない
- (2) 2年以上会費滞納の場合、定款第10条に従う

(公務に関わる旅費・交通費)

第3条 旅費は交通費・日当・宿泊費の三種よりなる。

2 会議

- (1) 会議の交通費は、自宅から会議場所までの往復距離5 km ごとに1000円で算出する。5 km 未満の端数距離については繰り上げとする
- (2) 会議の日当は、食事代金込みとして1,500円とする。ただし、電子メールや Web を使用した出席の場合は日当を500円とする
- (3) 会議以外での交通費は、基本計算1,000円に自宅から会議場所までの往復距離5 km ごとに1000円を加算する。ただし、半期ごとの上限金額は50,000円とする
- (4) 移動する際に発生した事故等は自己責任とし、各自の加入保険により処理する

3 会務出張

- (1) 会務および関係団体折衝等の日当は3時間未満は3,000円とし3時間を超えるものは5,000円とする
申請のないものは無報酬とする この金額は三役の協議により算定する交通費は、基本的に公共交通機関の実費とする。鉄道運賃の場合は、片道100 km を超えるものは特急料金も含む
- (2) 宿泊に関しては、日本診療放射線技師会で適用されている宿泊料と支給基準に準ずる
- (3) 上部団体・関係団体より本会に依頼され、かつ本会が学術大会勉強会等の座長依頼をした場合は、交通費および宿泊費は本会が負担する
- (4) 本規程に定めない事項については、その都度事情を考慮して会長、副会長、会計担当常務理事により決定する
- (5) 請求清算報告書は、帰着後2週間以内に所定の書式をもって行うものとする
- (6) 上部団体・関係団体が主催する会務に本会が参加を依頼する場合は、主催団体の規程に則った費用を本会が負担する

4 学術大会および勉強会

- (1) 千葉県が主催する学術大会および勉強会の役員日当は5,000円とする 但しWebによる出席の役員日当は2,500円とする
- (2) 上記金額には交通費および食事代金が含まれる
- (3) 報告書は、2週間以内に所定の書式をもって行うものとする
- (4) 本規程に定めない事項については、その都度事情を考慮して会長、副会長、会計担当常務理事により決定する
- (5) 移動する際に発生した事故等は自己責任とする
- (6) 上部団体・関係団体が主催する勉強会スタッフとして本会が依頼する場合は、主催団体の規程に則った費用を本会が負担する

5 第3条2項3項4項が同日に開催された場合は重複して支給はしない。

(報酬)

第4条 地域医療協力

- (1) 千葉市夜間応急診療従事者の日当は28,000円、補助者の日当は9,000円とする
ただし、日曜日の千葉市夜間応急診療従事者の日当は22,000円、補助者の日当は9,000円とする
- (2) 市川市急病診療所従事者の日当は18,000円、補助者の日当は9,000円とする

- (3) 千葉市休日救急診療所従事者の日当は18,000円とする
- (4) 上記金額には源泉所得税、交通費および食事代金が含まれる
- (5) 年末年始および連休期間中の日当については、必要に応じて理事会において審議・改定する
- (6) 各契約自治体からの依頼料金に変更になった場合は、その都度考慮して運営委員会において日当金額を増減することができる

2 施設電離放射線漏洩測定

- (1) 測定員の日当は15,000円とする
- (2) 借り上げ車両および運転を行う測定員への日当は18,000円とする。ただし、やむを得ず運転手が複数の場合でもその対象は1人のみとする。借り上げ車両および運転手の選任は、本人承諾の下で担当理事が行う
- (3) 日当には源泉所得税、交通費および食事代金が含まれる
- (4) 漏洩線量測定器貸出料金について
 - ①基本料金は22,000円とする
 - ②基本料金には消費税、測定機器の他、貸出備品の事故補償を含む

3 委託事業

- (1) 本会以外の団体より協力依頼があった場合の日当は、15,000円とする
- (2) 謝礼をもらい受けた場合は本会に納入する
- (3) 日当には源泉所得税、交通費および食事代金が含まれる
- (4) 移動する際に発生した事故等は自己責任とする

(謝金)

第5条 謝金とは、本会が依頼した学術大会・勉強会等の講師に対して支払われる金銭をいう。

- 2 講師等に対する謝金の金額は、下記の基準により支払われる。交通費は、公共交通機関を使用した金額を支払う。特別な場合は運営委員会において審議し、謝金の金額は増減できる。

支払い金額	備考
50,000円	医師：教授・准教授・院長・副院長
30,000円	医師：講師・助教・医局長・診療科部長
20,000円	医師：上記以外 技師・その他 理事会承認を得た場合 ただし、急を要する場合は会長・副会長の承認をもって決定する
10,000円	技師・その他：講演時間1時間以上
7,500円	技師・その他：講演時間45分以上
5,000円	技師・その他：講演時間30分以上
3,500円	技師：講演時間30分未満

(後援費)

第6条 本会は、研究会・勉強会の活動を促進・奨励するために、運営委員会により10,000円から

30,000円の間で審議の上、交付する。

2 後援承認の申請基準については「学術規程」を参照。

(原稿料)

第7条 原稿は、下記の基準により支払う。ただし、連載の場合は総ページ数とする

ページ数	原稿料
1～3	なし
4～6	5,000円
7～10	10,000円
11～	運営委員会において決定する

2 原稿の著者のうち少なくとも1人は本会会員とする。ただし、運営委員会において依頼または承認した場合はこの限りではない。

3 原稿は、他の学術刊行物に公表されていないものに限る。ただし、運営委員会において依頼または承認した場合はこの限りではない。

4 掲載される記事の著作権は原則として本会に帰属し、原則として本会では原稿に校正・校閲を行わないものとする。

5 掲載された記事内容についての責任は、すべて代表著者が負うものとする。

(弔慰金)

第8条 会員が次の各号の一つに該当した場合、弔慰金(見舞金)を送ることとする。

(1) 死亡したとき(香典10,000円)

(2) その他、会長および副会長が必要と認めるとき(長期入院・重度障害等)

2 当該会員に、前項の事由が発生した時点で、前年度の会費が未払いの場合および入会3年未満の会員には、弔慰金等は送らない。運営委員会において、やむを得ない事由によるものと認めるときはこの限りではない。

3 その他、会長および副会長が必要と認めるときは、弔慰金・生花・花輪等を送ることができる。

(寄付金および交際費)

第9条 関係団体および個人に関する寄付金の範囲は次のとおりとする。

(1) 祝賀行事等の協賛金

(2) 広告の掲載

(3) 災害等の見舞金

(4) その他、会長が適切と判断したものはこの限りではない

2 関係団体および個人に関する交際費の範囲は次のとおりとする。

- (1) 冠婚葬祭に関わる支出
- (2) 中元・歳暮・年賀に関わる支出
- (3) 本会において有効かつ適切だと判断された物品および飲食費
- (4) その他、会長が適切と判断したものはこの限りではない

3 寄付金および交際費は、原則として10,000円以下とし、会長および副会長の判断により支出することができる。

4 10,000円を超えるものは、関係性や世間水準などを鑑み、会長および副会長の決済を得て別途金額を決定するものとする。

(支出の権限)

第10条 経費の支出の権限は次に定めるところによる。

2 一度の支出額が100,000円を超える場合は理事会の承認を必要とする。

3 一度の支出額が100,000円以内の場合は会長の決済により支出することができる。

4 第10条2項に規定に関わらず、緊急を要する場合は会長の決裁により支出することができるものとする。

(改廃)

第11条 本規程の制定または改廃については、理事会の承認を要するものとする。

平成30年4月1日 制定 同日施行
2021年4月24日 改定 2022年9月1日施行
2023年12月26日 改定 同日施行
2024年4月27日改定 2024年4月1日施行
2024年11月30日 改定 同日施行